

一般社団法人日本ゴールボール協会
役員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下、協会という。）の役員の就退任、執務に関する基本的事項を定めるものである。

(定義)

第2条 役員とは、社員総会で選任された理事および監査役をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、原則として理事および監査役に適用する。ただし、特別の勤務等必要のあるときは、非常勤役員にこの一部を準用することがある。

第2章 就任および退任

(役員の職位)

第4条 役員の職位は次のとおりとする。

- (1) 会長（代表理事）
- (2) 専務理事
- (3) 理事
- (4) 監査役

(役員の就任)

第5条 役員は、役員選挙により社員総会の決議をもって選出され、かつ本人の承諾によって確定する。

就任を承諾した役員は、遅滞なく「就任承諾書」を会長に提出しなければならない。なお、就任日は、社員総会の決議の日とする。

(役員の退任)

第6条 役員が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日をもって退任とする。

- (1) 任期が満了したとき
- (2) 辞任したとき
- (3) 解任されたとき
- (4) 死亡したとき

前項にかかわらず、使用人兼務役員に任期満了、辞任、解任の事由が生じた場合には、その時点で役員としての資格を失う。

(任期満了)

第7条 役員はその任期が満了したときは、役員たる資格を喪失する。

(辞任)

第8条 役員が辞任しようとする場合は、原則として2ヶ月前に会長に申し出なければならない。

前項の場合において、会長はこれを理事会に付議して決定するものとする。

(解任)

第9条 役員として適格でないと理事会において判断された場合には、社員総会に諮った上で解任されるものとする。

(役員の設定)

第10条 役員の設定は原則として次のとおりとするが、老年により業務遂行が困難であると理事会が判断した場合、設定を促すことを定める。

- (1) 会長 定めなし
- (2) 専務理事 定めなし
- (3) 理事 定めなし
- (4) 監査役 定めなし

前項にかかわらず、非常勤役員については、原則として設定を定めないものとする。

第3章 執務

(執務体制)

第11条 役員は自身の任務を果たすため、自己の最善を尽くして積極的に職務を遂行するものとする。

(禁止事項)

第12条 役員は次の行為をしてはならない。

- (1) 協会の財産を理事会の承認なくして協会用以外の目的に使用すること
- (2) 会員を協会用以外の目的に使用すること
- (3) 職務上の地位を利用して個人的な取引を行うこと、または手数料・リベート

などの金品を収受すること

(4) 職場の秩序を乱す行為をなすこと

(5) その他、協会を欺く一切の行為

(機密の保持)

第13条 役員は、協会の機密を保持することはもとより、理事会や経営会議での討議の経緯・内容等を、職務遂行上必要な者以外に漏洩してはならない。

(損害賠償)

第14条 前2条に違反し、協会に損害を与えたときは、その損害の全部または一部を弁償させることがある。

役員が在任中知り得た協会の機密・ノウハウ等を漏洩し、その結果、協会が損害を被ったことが明確な場合は、その損害の全部または一部を弁償させることがある。

附則

(施行日)

本規程は、令和2年8月2日から施行する。